

# 船橋市戸籍住民課受電業務等に係る労働者派遣業務に係るプロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

市民サービスの向上と職員負担の軽減に資するため、人材派遣会社から派遣される高い業務遂行能力を有する労働者（以下「派遣労働者」という。）を活用し、効率的かつ効果的な業務執行体制を構築する。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

船橋市戸籍住民課受電業務等に係る労働者派遣業務

### (2) 業務場所

船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所

### (3) 業務内容

別紙「船橋市戸籍住民課受電業務等に係る労働者派遣業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

### (4) 業務履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

## 3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

戸籍住民課への入電は、引っ越し、結婚、出産といったライフイベントを契機とする問い合わせが多く、その内容は市の業務にとどまらない多岐に渡るものとなる。これらの問い合わせに的確に対応し、効率的かつ効果的な受電業務を行うためには、類似業務経験を有する派遣労働者を活用する必要がある。また、日々の受電業務に支障が生じないよう、欠員が生じた際の代替要員の確保など確実に業務を遂行できる体制が整っている必要があり、価格のみによる競争では本業務の目的を達成できないと判断されるため。

## 4. プロポーザル方式の方法及び理由

### (1) プロポーザル方式の方法

公募型プロポーザル方式

### (2) 理由

類似業務経験者である派遣労働者を有する事業者から広く選定するため。

## 5. スケジュール

1	公募開始	令和7年 1月 8日 (水)
2	質問票の提出締切	令和7年 1月20日 (月)
3	質問票に対する回答	令和7年 1月22日 (水)

4	参加申込書の提出締切	令和7年 1月27日(月)
5	参加資格確認結果通知	令和7年 1月29日(水)
6	提案書の提出締切	令和7年 2月 7日(金)
7	プレゼンテーション	令和7年 2月21日(金)
8	審査結果通知	令和7年 2月26日(水)

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

## 6. 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

- ①本市において業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- ③参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業の許可を受けていること。
- ⑤厚生労働省の優良派遣事業者認定制度による優良派遣事業者の認定を受けていること。
- ⑥一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度によるプライバシーマークを付与されていること。
- ⑦令和3年4月以降において、人口30万人以上(令和2年国勢調査による)の地方自治体との労働者派遣契約の履行実績が通算して1年以上あること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①参加資格を満たさなくなったとき。
- ②虚偽の説明又は報告をしたとき。

## 7. 参加申込方法

(1) 提出書類

- ①参加申込書(第1号様式)
- ②実績一覧(6(1)⑦を示すもの。様式は任意だが、契約先、契約期間、契約内容の概要は必ず記載すること。)
- ③企業概要が確認できる書類(パンフレット等)

(2) 提出方法

持参とする。

※事前に来庁日時を事務局に連絡すること。

(3) 提出先

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所 1階 戸籍住民課

(4) 提出期限

令和7年1月27日(月) 17時まで

(5) 参加資格の確認結果通知

申込をした全ての者に対し、令和7年1月29日(水)に参加資格の確認結果を通知する。

8. 提案限度額

47,699,520円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

9. 評価方法及び評価基準

評価委員会が、提案金額等の提案内容を別紙「船橋市戸籍住民課受電業務等に係る労働者派遣業務提案者評価基準(以下「評価基準」という。)」により評価し、最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託候補者として選定する。

ただし、提案者が3者を超える場合は書類選考による一次審査を行い、一次審査の上位3者による二次審査(プレゼンテーション)を行う。

10. 質問及び回答

(1) 質問方法

①質問は質問票(第2号様式)に記載のうえ、電子メールで行うこと。

(宛先) [koseki@city.funabashi.lg.jp](mailto:koseki@city.funabashi.lg.jp)

(件名) プロポーザルに関する質問について

②質問の受付期間は、令和7年1月20日(月)までとする。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、令和7年1月22日(水)に市ウェブサイトに掲載する。  
なお、回答に対する再質問は受け付けない。

11. 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供について

比較対象労働者の待遇等に関する情報については、提供依頼のあった者に対し文書にて提供する。

(1) 提供依頼方法

①提供を希望する場合は以下に記載し電子メールにて連絡すること。

(宛先) [koseki@city.funabashi.lg.jp](mailto:koseki@city.funabashi.lg.jp)

(件名) プロポーザルに関する待遇情報の提供依頼

(内容) 「派遣先均等・均衡方式」もしくは「労使協定方式」のどちらかを記載

- ②提供依頼の受付期間は、令和7年1月20日（月）までとする。
- (2) 提供依頼への回答方法  
依頼のあった者に個別に回答する。

## 1 2. 提案方法

- (1) 提出書類  
次の書類を1冊に編冊し、11部提出すること。(正本1部、副本10部)
- ①提案書  
※仕様書及び評価基準に基づいた構成とすること。  
※様式は任意だが、サイズはA4とし、A3用紙を用いる場合は折り込んでサイズを合わせること。
- ②見積書(第3号様式)  
※正本1部のみ押印すること。
- ③実績一覧  
※様式は任意だが、契約先、契約期間、契約内容の概要は必ず記載すること。
- (2) 提出方法  
持参とする。  
※事前に来庁日時を事務局に連絡すること。  
※提出書類の返却、差替え、再提出は一切できない。
- (3) 提出先  
船橋市湊町2丁目10番25号  
船橋市役所 1階 戸籍住民課
- (4) 提出期限  
令和7年2月7日(金) 17時まで
- (5) プレゼンテーション  
提案者(一次審査が行われた場合は一次審査通過者)は提案書のプレゼンテーションを行うこと。一次審査の結果及びプレゼンテーションについての詳細は別途個別に通知する。

## 1 3. プロポーザルの辞退

- 参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、令和7年2月7日(金) 17時までに、辞退届(第4号様式)を提出すること。

## 1 4. 結果通知

- 本プロポーザルの結果は、全ての提案者に対し個別に通知する。  
審査の経緯及び内容については、いかなる問い合わせにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 15. 結果の公表事項及び方法

- (1) 本プロポーザルの結果の公表事項は、提案者名（提案者が2者の場合は受託候補者名のみ）、評価項目、点数配分及び採点結果（大項目の点数及び合計点数）とし、受託候補者以外の提案者と採点結果は対応させない。  
なお、一次審査を実施した場合は、上記の公表事項は二次審査の提案者のみとし、一次審査については提案者数のみ公表する。
- (2) 公表は、市ウェブサイトで行う。

## 16. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 受託候補者の特定後、市と受託候補者が協議のうえ、本業務の仕様書を確定し、受託候補者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 参加者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者を特定しないことがある。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る業務については、当該業務に関する令和7年度予算が成立しない場合は、実施しない。  
また、このことに伴い、参加業者及び受託候補者に損害が生じた場合であっても、市はその損害を一切負担しない。

## 17. 事務局

船橋市市民生活部戸籍住民課

担当 飯島・藤原

電話番号 047-436-2262

FAX 047-436-2274

E-mail [koseki@city.funabashi.lg.jp](mailto:koseki@city.funabashi.lg.jp)

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、令和7年1月8日から施行する。  
(要領の失効)
- 2 この要領は、令和7年3月31日をもって、その効力を失う。